

# 神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係るQ & A集

令和3年4月22日時点

神奈川県産業労働局産業部

エネルギー課

Q 1 どの程度の申請件数を想定していますか。仮に多くの申請があり、申請額が予算額を越えた場合にはどうなりますか。

A 1 令和3年度の申請件数は、長期経済メリット型40件程度、低容量設置型250件程度を想定しています。申請は先着順に受理することとし、仮に受理された申請の合計額が予算額を超えた場合には、その日をもって受理を停止します。なお、受理された件数については、随時ホームページ上でお知らせします。

Q 2 新築住宅、既築住宅どちらに対する0円ソーラーであっても補助対象ですか。

A 2 新築住宅、既築住宅どちらも補助対象となりますが、既築住宅で足場代などの追加費用が発生する場合は初期費用ゼロとならないため、補助対象となりません。

Q 3 固定価格買取制度（FIT）の活用は可能ですか。

A 3 活用は可能です。

Q 4 国の補助金との併給は可能ですか。

A 4 併用は可能です。ただし、国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額を補助対象経費から控除するものとします。

Q 5 1つの住宅に複数の蓄電システムを導入する場合、補助上限である12万円は、蓄電システムの数に応じて交付されますか。

A 5 一つの住宅に対しての補助上限が12万円であり、複数の蓄電システムを導入したとしても数に応じての交付はしません。

Q 6 住宅兼事務所として使っている建物は対象になりますか。また、カーポートへの太陽光発電設置は対象になりますか。

A 6 住宅兼事務所及びカーポートについては、太陽光発電からの電気の一部又は全部が住宅で利用されている場合には対象となります。

Q 7 太陽光発電設備を屋根に設置するため、屋根の修繕費用等がかかります。補助対象となりますか。

A 7 修繕費用等が必要となる場合には、初期費用ゼロとはならないため補助対象外となります。

ただし、既に別に住宅の修繕計画があり、それに併せて初期費用ゼロで太陽光発電設備を設置することができるのであれば補助対象となります。

Q 8 なんらかの事情で住宅所有者との契約を解除する場合、補助金返還の必要がありますか。

A 8 住宅所有者・補助事業者どちらの都合かに関わらず、太陽光発電が設置された日から5年が経過する前に契約が解除された場合には、補助金を返還する必要があります。

Q 9 太陽光発電の法定耐用年数（17年）の間、善良な管理者の注意を持って管理する必要があるとのことですが、10年後に住宅所有者に太陽光発電を無償譲渡予定です。管理義務はどうなるのでしょうか。

A 9 太陽光発電の新所有者に管理等の義務が移ります。このことについて住宅所有者に理解を得た上で譲渡を行ってください。なお、法定耐用年数（17年）に満たずに太陽光発電を処分する場合は、その時点の所有者が補助金の返還義務を負うことになります。

Q10 事業の「着手」及び「完了」とはどのような状態を指しますか。電力会社との接続契約やFIT認定手続きが終了していないといけないのでしょうか。

A10 「着手」とは、太陽光発電設備を住宅屋根等に物理的に設置する工事を開始した時点を行います。また、「完了」とは、工事が完了した時点又は補助事業の実施に係る支払いが完了した時点のいずれか遅い時点を行います。なお、工事については、太陽光発電設備を住宅屋根等に物理的に設置する工事が終了した状態をいい、東京電力パワーグリッドとの接続契約や、FIT認定手続きが終了していることを求めるものではありません。

Q11 建売住宅において、0円ソーラーを活用する場合、いつの時点で申請が可能でしょうか。

A11 申請には、住宅所有者（入居者）との0円ソーラーに係る契約書写し等が必要です。入居者が決定し、0円ソーラーの契約を締結した後に申請が可能となります（入居者決定前にディベロッパー等と0円ソーラーの契約をする場合、当該段階での補助金申請はできません。）。

Q12 「リース」や「電力販売」において、住宅に設置した太陽光発電の自家消費分の環境価値を事業者が取得して証書化することはできますか。

A12 本事業では、事業者が環境価値を取得することはできません。

Q13 補助を受けるには、必ず登録した事業プランと同じ利用料金で契約を結ぶ必要があるのでしょうか。

A13 登録事業プランと実際の設置では、新築・既築や屋根材などの住宅仕様、太陽光発電の設置容量等の前提が異なる場合があるため、実際の契約において登録事業プランの価格で提示されたサービス利用料金と異なることは問題ありません。ただし、契約相手先である住宅所有者に対し、登録された料金と異なる理由等について適切に説明し、理解を得てください。ただし、長期契約経済メリット型はサービス利用料金を変えることはできません。

【住宅所有者向け】

Q14 自宅の屋根に太陽光発電を設置したいのですが、住宅所有者がこの補助金に申請することは可能でしょうか。

A14 本補助金は、0円ソーラーのサービスを提供する事業者が申請する仕組みになっています。登録された事業プランは一覧で公表されますので、太陽光発電設置方法や条件等について、御自宅に適した事業プランをお選びいただき、事業者にお問い合わせしてください。

Q15 本補助金を活用し太陽光発電を設置した後に、太陽光発電の不具合が発生したらどうすればいいですか。

A15 登録された事業プランにより設置された太陽光発電については、故障時には契約した事業者により速やかに交換又は修理がなされます。不具合が発生した場合には、事業者に連絡してください。

Q16 登録されたプランは信用できるものでしょうか。

A16 登録されたプランは、提供する事業者の財務状況や無償譲渡がされることなど一定の要件を満たしていることを確認したのですが、県がその事業内容を保証するものではありません。登録された事業プランは一覧で公表しますので、比較検討していただきますようお願いいたします。また、事業者との契約に当たっては、登録されたプランかをよく確認して契約してください。